

○厚生労働省告示第百七十八号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月三日

厚生労働大臣 細川 律夫

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う 事業所の所在地	試験検査の 区分	登録をした日
一七六	滋賀県健康福祉部 医務薬務課薬務室	滋賀県大津市京 町四丁目一番一 号	滋賀県甲賀市甲 賀町大原市場二 百番二	理化学試験	平成二十三年 五月二十五日